

永住許可制度の適正化について

趣旨

(Q1~6)

- 「**永住者**」の在留資格は、一定の要件（※）を満たすと認められる場合に許可される在留資格
 その特徴として、活動・在留期間に制限がない
- 永住許可後には在留審査（在留期間の更新など）がないことから、永住許可時には満たしていた要件を許可後に満たさなくなるような、悪質な場合が一部ある
- 在留状況が良好と評価できない一部の悪質な永住者に永住許可を認め続けると、適切に在留している大多数の永住者への不当な偏見につながるおそれがあることから、このような場合に対応する措置を設けることとしたもの

（※）素行善良・独立生計・日本国の利益に合致（10年以上の在留、公的義務の履行など）

概要

(Q7) 永住許可の要件を 満たさなくなる場合

- 「**入管法上の義務違反**」
 (Q8)
- 「**故意に公租公課の支払を
しないこと**」 (Q9、10)
- **特定の刑罰法令違反** (Q11)

事実関係の
慎重な調査

(Q15)

① **永住者の在留資格で引き続き在留**

※入管法上の措置をしない

② **他の在留資格 （定住者）へ変更**

(Q12、14)

再度永住許可を受
けることが可能

(引き続き在留可能)

(Q13)

③ **取消し**（引き続き本邦に在留することが 適当でないと認める場合）

(Q12)